

会員規約

第1条（名称）

本クラブは、ロイヤルスポーツプラザ（以下クラブという）と称します。

第2条（所在地）

本クラブの所在地は、岡崎市大平町字森下15番地1とします。

第3条（経営）

本クラブの運営は、株式会社フジケングループホールディングス（以下会社という）が行います。所在地は岡崎市大平町川田46-1とします。

第4条（目的）

本クラブはスポーツを通じて健康増進・生きがいの創造に寄与し、会員相互の親睦をはかり、明朗健全な会員制クラブとすることを目的とします。

第5条（入会契約の締結及び手続き）

- ①本クラブは会員制とします。
- ②本クラブに入会しようとする方は、本規約及び細則、利用規程等の諸契約を会社と締結しなければなりません。
- ③本クラブへの入会を希望する方は、所定の申込手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金及び会費等を納め、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第6条（入会資格）

本クラブの入会資格は以下のとおりとします。

- ①満16才以上で、本規約及び本クラブの諸規定を遵守する方。
- ②定期検診を受け、自己の健康管理能力を有する健全な方。
- ③刺青等をしておらず、暴力団関係者でない方。
- ④会社が審査を行い、適当と認められた方。

第7条（会員証）

会社は会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

- ①会員はクラブ施設を利用する際、会員証を提示しなければなりません。
- ②会員証は記名式とします。
- ③会員証は会員本人のみが使用し、ほかの方は使用できません。
- ④会員は会員証を紛失した場合、速やかに会社に届出、再発行の手続きをとるものとし、この際所定の再発行手数料を支払うものとします。

第8条（入会金等）

入会金・月会費は、別に定める金額とし、理由のいかんにかかわらず、これを一切返還しないものとします。

（ただし第20条が適用される場合は除く。）

第9条（会費及び利用料）

会員は細則に定める会費及び利用料を、所定の方法により支払うものとします。

第10条（会費、利用料の変更）

会社は諸般の事情により会費、利用料が不相当なものになった場合、これを変更することができます。

この場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第11条（経営時間、休業日の変更、臨時休業）

会社は次の理由により、施設の全部または一部を臨時に休業または使用制限をすることがあります。

- ①天災・地震等やむを得ない理由により、クラブを開場できないとき。
- ②施設の補修または改修をするとき。この場合には事前に告知いたします。施設に提示することによりすべての会員にその効力が及ぶものとします。

第12条（会員の変更事項）

会員は住所、連絡先その他入会申込手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて会社に届け出るものとします。

第13条（休会）

会員は、長期出張及び傷病などその他やむを得ない理由によりクラブを休会することができます。

- ①会員は休会する場合、会員証を添付の上、所定の書面にて会社に休会届けを提出するものとします。休会は、1ヶ月以上とし、予め休会期間を設定します。会員は、休会期間中は会費の支払いを免除されます。
- ②休会する会員は、会社に所定の休会料を支払うものとします。
- ③休会届時の休会期間が経過したときは、自動的に復会となり、会員はその翌月分から所定の会費を支払うものとします。
- ④休会期間中に復会するときは、会員は所定の書面にて復会届を会社に提出するものとし、復会月から会費を支払うものとします。

第14条（ビジターの利用）

会社は、会員の施設利用の妨げにならない範囲で以下の場合、会員以外の方がビジターとしてクラブを利用することを認めるものとします。

- ①会員と同伴の場合。
- ②所定の手続きにより、会員からの紹介があり会社が承認した場合。
- ③会社は体験利用者等に施設の利用を認めることができるものとします。
- ④会社は、ビジターが医師の処方せんにもとづき運動療法を行う場合、施設の利用を認めることができるものとします。
- ⑤ビジターは、クラブの利用に際し所定のビジター料金を支払うものとします。
- ⑥会員は、会員の紹介したビジターのクラブ内での行為について一切の責任を負うものとします。

第15条（施設利用ができない者）

次の各項に該当する方の施設の利用を禁止します。

- ①刺青のある方。
- ②伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
- ③飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
- ④その他、医師により運動を禁じられている方。

第16条（免責事項）

会員もしくはビジターにおいて、施設利用に際して生じた人的・物的事故に関し会社は一切損害賠償の責を負わないものとし、また、会員もしくはビジターはこれについて一切の異論を申し出ることはできません。

第17条（会員の損害責任）

会員はクラブの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき理由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、速やかに賠償をしなければなりません。尚、会員が紹介したビジターについては会員が連帯して賠償をしなければなりません。

第18条（会社の賠償責任）

会員ならびに会員が同伴・紹介したビジターがクラブの利用に際して発生した人的・物的事故については、会社に過失がある場合には、会社は一定の補償をするものとします。

第19条（契約解除）

会社が本契約を解除しようとする場合は会員証を添付の上、所定の書面にて会社に「退会届」を提出するものとします。

第20条（クーリングオフの適用）

会員の本規約にもとづく諸規約を会社と締結し、会員取得日から8日を経過するまでは無条件で書面により会員契約を解除することができます。

- ①この場合、会社は受領した入会金・会費全てを返還しなければなりません。
- ②ただし、物品の購入代金は対象となりません。

第21条（会員資格の喪失）

会員は次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約を解除されるものとします。

- ①死亡
- ②除名
- ③法人会員の会社または団体の解散

第22条（会員資格の一時停止、除名要件）

会員ならびに会員が同伴・紹介したビジターにおいて、次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合、会社は会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- ①クラブの名誉を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があった場合。
- ②入会手続きに際して虚偽の申告をした場合。
- ③本規約及びその他の諸規則に違反した場合。
- ④会費、その他諸支払いを3ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じない場合。
- ⑤クラブの施設、設備を故意に破損した場合。
- ⑥クラブ内において、営利を目的とした商行為を行った場合。
- ⑦本クラブが会員として適当でないと判断した場合。

第23条（諸規定の遵守業務）

会員及び会社は、本規約及びその他の諸規定を遵守するものとします。

第24条（本規約及びその他の規約の改正）

本規約ならびに細則、利用規定の改正は会社がこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。

ただし、会社は、利用規定の軽微な案件に係わる規定を改定するときは、その内容をクラブ内の所定の場所に掲示するものとします。